

川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業

維持管理業務要求水準書

令和2年12月

川口市

目 次

第 1 章 総則	1
第 2 章 維持管理業務	12

添付資料

別冊の川口市戸塚センター施設整備・運営管理事業 添付資料集を参照すること

【第2章 維持管理業務 目次】

第2章 維持管理業務	12
第1節 維持管理体制	12
2-1-1. 業務実施体制	12
2-1-2. 有資格者の配置	12
2-1-3. 労働安全衛生・作業環境管理	12
2-1-4. 連絡体制	13
第2節 維持管理業務	14
2-2-1. 施設の機能維持	14
2-2-2. 点検・検査計画	14
2-2-3. 点検・検査の実施	14
2-2-4. 補修に関する考え方	14
2-2-5. 補修計画の作成	15
2-2-6. 補修の実施	15
2-2-7. 機器更新	16
2-2-8. 改良保全	16
2-2-9. 精密機能検査	17
2-2-10. 長寿命化計画の作成及び実施	17
第3節 情報管理業務	18
2-3-1. 点検・検査報告	18
2-3-2. 補修・更新報告	18
2-3-3. 施設情報管理	18
2-3-4. その他管理記録報告	18
第4節 防災管理業務	19
2-4-1. 二次災害の防止	19
2-4-2. 事故対応マニュアルの作成	19
2-4-3. 事故報告書の作成	19
第5節 その他関連業務	20
2-5-1. 定例業務報告会	20
第6節 川口市が実施する業務	21
2-6-1. モニタリング業務	21
2-6-2. 処理対象物の搬入出計画作成及び改定業務	21
2-6-3. 処理対象物の搬入業務	21
2-6-4. 受付管理・指導業務	21
2-6-5. 選別保管業務	21
2-6-6. ごみ処理に伴う処分業務	21
2-6-7. 住民対応	22
2-6-8. 維持管理委託料の支払い業務	22
2-6-9. 余剰電力の売却業務	22
2-6-10. 焼却灰及び飛灰の資源化業務	22
2-6-11. 西棟及び西棟関連設備の運営管理	22
2-6-12. 前号以外の既存施設・設備の運営管理	22
2-6-13. 環境啓発棟の運営に関する業務	22
2-6-14. 戸塚収集事務所及び戸塚収集事務所関連施設・設備の運営管理	22
2-6-15. その他これらを実施する上で必要な業務	22

第2章 維持管理業務

第1節 維持管理体制

業務受注者は、本件業務にかかる組織として、以下により適切な組織構成を計画すること。

2-1-1. 業務実施体制

- 1) 業務受注者は、本件業務の実施にあたり適切な業務実施体制を整備すること。
- 2) 業務受注者は、整備した業務実施体制について川口市に報告し、川口市の承諾を得ること。
なお、体制を変更した場合は速やかに川口市に報告し、川口市の承諾を得ること。
- 3) 業務受注者は、各種マニュアル、業務実施計画書等の変更に伴い、従業員に対して必要な研修を実施すること。
- 4) 維持管理業務実施時には、市内事業者の活用について十分配慮すること。

2-1-2. 有資格者の配置

- 1) 業務受注者は、本件事業を行うにあたり必要な有資格者を配置すること。
- 2) 業務受注者は、運転管理業務発注仕様書に規定される川口市及び運転管理事業者が配置する資格者が行う業務について、書類作成や資料等の業務について必要に応じて協力するものとする。
- 3) 前号に関して、運転管理事業者と業務受注者の間で有資格者の配置を分担する場合には、市の承認を得ることとする。また、その際に業務受注者側で配置する資格者については、運転管理業務発注仕様書において資格要件の規定がある場合にはそれを満たさなければならない。

2-1-3. 労働安全衛生・作業環境管理

業務受注者は、本件業務に係る労働安全衛生・作業環境管理として、以下により計画すること。

- 1) 業務受注者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本件業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- 2) 業務受注者は、本件業務の開始時点及び従事者を新規採用した際は、従事者には十分な試用期間を設け、従事者の労働安全衛生を守り、スムーズな体制の切替を行えるよう計画すること。
- 3) 業務受注者は、整備した安全衛生管理体制について川口市に報告し承諾を得ること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに川口市へ報告し承諾を得ること。
- 4) 業務受注者は本件施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）に従い、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 5) 業務受注者は、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、川口市と協議の上、自らの費用負担により施設の改善を行うこと。
- 6) 業務受注者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について川口市へ報告すること。なお、報告事項については業務受注者及び川口市の協議によるものとする。
- 7) 業務受注者は従業員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 8) 業務受注者は、川口市及び運転管理事業者が実施する安全確保に必要な訓練について、必要に応じて参加すること。
- 9) 業務受注者は、本件施設の点検・検査及び補修工事を行う場合は、リスクアセスメントを実施し、作業者の安全と施設の保全に務めること。

2-1-4. 連絡体制

業務受注者は、平常時及び緊急時の川口市等への連絡体制を構築し、維持管理に係る事項について必要な協力を行うこと。なお、体制を変更した場合は速やかに川口市へ報告すること。体制整備の際は、必要に応じて運転管理事業者との間で連携をとること。

第2節 維持管理業務

業務受注者は、搬入される処理対象物を関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切な処理が行えるよう本件施設の基本性能を確保・維持するため、必要となる適切な維持管理業務を行うこと。なお、川口市が実施する業務において使用する本件施設の各施設・設備の維持管理についても、環境啓発棟に係る運営管理を除き、特記無き限り、業務受注者が行う維持管理業務の範囲内とする。また、維持管理業務は、本件施設の運転管理業務と強い関連を持つ。このため、業務受注者には、履行期間中、常に運転管理受注者との連携を図り、必要に応じて的確な指導等を行うほか、故障の発生など緊急事態においては工事受注者、運転管理受託者と連携し必要な措置を遅滞なく実施するなど、本件事業の実施期間に渡り、本件事業の円滑かつ効果的な運営のための努力を怠らないことが求められていることを認識するものとする。

2-2-1. 施設の機能維持

業務受注者は、本件施設の性能を履行期間にわたり確保・維持すること。なお、維持管理業務の実施に際しては、本件事業における有資格者（第2種電気主任技術者及び第2種ボイラ・タービン主任技術者等）と協議を行ったうえで、その指示等に従い適正に維持管理業務を遂行すること。

2-2-2. 点検・検査計画

- 1) 業務受注者は、点検及び検査を本件施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。
- 2) 点検・検査計画については、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（各年度、履行期間を通じたもの）を作成すること。なお、点検・検査計画書の作成にあたっては、必要に応じて運転管理事業者で計画する運転計画や日常点検の計画とも連携をとることとする。
- 3) 点検・検査計画書は川口市へ提出し、その承諾を得ること。
- 4) 全ての点検・検査は、運転管理業務の効率性を考慮し、計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うこと。
- 5) 業務受注者は、作成した点検・検査計画を変更する場合には、川口市と協議の上、川口市の承諾を得ることにより、当該点検・検査計画を適宜変更することができる。
- 6) 点検・検査計画の作成期限、記載事項等の詳細は、川口市及び業務受注者の協議により決定する。

2-2-3. 点検・検査の実施

- 1) 点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。その際、必要な法定点検については漏れなく反映すること。
- 2) 運転管理事業者が行う日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、必要に応じて運転管理事業者の実施する臨時点検への協力を行い、必要に応じて業務受注者による臨時点検を実施すること。
- 3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は川口市との協議による年数保管すること。
- 4) 点検・検査結果報告書を作成し川口市に提出すること。
- 5) 川口市が指示する場合、速やかに臨時の点検・検査を実施すること。

2-2-4. 補修に関する考え方

- 1) 補修は、本件施設の性能を確保した状態での延命及び事故防止を図り、履行期間終了後も適正に本件施設の運転ができるようにすることを目的とする。
- 2) 業務受注者は、履行期間終了の36か月前に履行期間終了後の補修計画書を作成すること。なお、当該計画書作成にあたっては川口市の意見を聴くこと。

- 3) 想定外の経年変化、原因不明による劣化、停止によって生じる改修、補修工事については、対応について川口市及び工事受注者と協議する。
- 4) 生産性の向上、環境負荷低減に寄与する改良保全としての工事については川口市と協議する。

2-2-5. 補修計画の作成

- 1) 業務受注者は、履行期間を通じた補修計画を作成し、川口市へ提出し承諾を得ること。
- 2) 補修計画の作成に際しては、対象とする施設や設備装置機器の特性を踏まえ、最適な保全方法を選定し、計画に反映させること。(表 2-3-1 保全方式の分類と考え方(参考))
- 3) 履行期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、川口市へ提出し承諾を得ること。
- 4) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、川口市へ提出し承諾を得ること。
- 5) 業務受注者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を確保・維持するための部分取替、調整である。
- 6) 補修計画の作成期限、記載事項等の詳細は、川口市及び業務受注者の協議により決定する。

2-2-6. 補修の実施

- 1) 業務受注者は、点検・検査結果及び補修計画に基づき、本件施設の基本性能を確保・維持するために、補修を行うこと。
- 2) 補修に際しては、補修工事施工計画書を川口市へ提出し、承諾を得ること。
- 3) 補修工事完了後においては、川口市による立会確認を受けること。
- 4) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は川口市との協議による年数保管すること。
- 5) 業務受注者が行うべき補修の範囲は以下のとおりである。(表 2-3-2 補修の範囲(参考))
 - (1) 点検・検査結果より、設備の基本性能を確保・維持するための部分取替、調整
 - (2) 設備が故障した場合の修理、調整(「2-2-11. 緊急事態への対応」における緊急事態を除く)
 - (3) 再発防止のための修理、調整

表 2-3-1 保全方式の分類と考え方(参考)

保全方式		保全方式選定の留意点	設備装置機器の一例
事後保全 (BM)		<ul style="list-style-type: none"> ●故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの(予備系列に切り替えて保全できるものを含む)。 ●保全部材の調達容易なもの。 	照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類
予防保全 (PM)	時間基準保全 (TBM)	<ul style="list-style-type: none"> ●具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部だけのメンテナンスが行いにくいもの。 ●構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。 	コンプレッサ、ブロワ等回転機器類、電気計装部品、電気基板等
	状態基準保全 (CBM)	<ul style="list-style-type: none"> ●摩耗、破損、性能劣化が、日常稼働中あるいは定期の点検・検査において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。 	耐火物損傷、ボイラ水管の摩耗、灰・汚水設備の腐食等

事後保全(BM) : Breakdown Maintenance

予防保全(PM) : Prevention Maintenance

時間基準保全(TBM) : Time-Based Maintenance
 状態基準保全(CBM) : Condition-Based Maintenance

表 2-3-2 補修の範囲 (参考)

作業区分		概要	作業内容 (例)	
補修工事	予防保全	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。(原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう)	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等	
		設備性能の劣化を回復させる。(原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう)	設備の分解→各部点検→部品の修理又は取替→組付→調整→精度チェック	
		異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理	
	事後保全	緊急事後保全 (突発修理)	設備が故障して停止したとき、又は性能が急激に著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全 (事後修理)	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

2-2-7. 機器更新

- 1) 業務受注者は、履行期間内における本件施設の基本性能を確保・維持するために、機器の耐用年数を考慮した履行期間にわたる更新計画を作成し、川口市へ提出し承諾を得ること。
- 2) 業務受注者は、履行期間中に川口市が求める場合は、最新の更新計画を作成し、川口市へ提出し承諾を得ること。
- 3) 業務受注者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、業務受注者の費用と責任において、機器の更新を行うこと。また、部品等の生産終了や部品等の製造元の倒産等に伴い必要性が生じる機器更新についても、業務受注者の業務範囲内とする。
- 4) 前号に関し、法令改正によるものは業務受注者による機器更新の対象から除くものとする。
- 5) 業務受注者は、作成した更新計画を変更する場合には、川口市と協議の上、川口市の承諾を得ることにより、当該更新計画を適宜変更することができる。
- 6) 更新計画の作成期限、記載事項等の詳細は、川口市及び業務受注者の協議により決定する。

2-2-8. 改良保全

業務受注者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し、川口市と協議すること。ここでいう改良保全とは、著しい技術又は維持管理手法の革新等（以下「新技術等」という）がなされ、本件業務において当該新技術等を導入することにより、短期的若しくは長期的に作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により、経費の削減等が見込めるような改良をいう。

2-2-9. 精密機能検査

- 1) 業務受注者は、自らの費用負担により、本件施設の設備及び機器の機能状況、耐用性等について、3年に1回以上の頻度で、第三者機関による精密機能検査を実施すること。
- 2) 業務受注者は、精密機能検査の終了後、遅滞なく、精密機能検査報告書を作成し、川口市に提出すること。
- 3) 業務受注者は、精密機能検査の履歴を履行期間中にわたり電子データとして保存するとともに、本件業務終了後、川口市に無償で譲渡すること。
- 4) 精密機能検査の結果を踏まえ、本件施設の基本性能を確保・維持するために必要となる点検・検査計画及び補修計画の見直しを行うこと。

2-2-10. 長寿命化計画の作成及び実施

- 1) 業務受注者は、ストックマネジメントの観点から、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成27年3月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）等に基づき、本件施設の長寿命化計画を作成及び更新すること。
- 2) 長寿命化計画の更新時期は、性能確認試験の結果に基づき第1回目の更新を実施するものとし、第2回目以降は5～7年に1回の頻度で更新するものとし、履行期間終了の36か月までに履行期間終了後の長寿命化計画書を作成する。更新時期の詳細は、川口市及び業務受注者の協議により決定する。
- 3) 業務受注者は、長寿命化計画を更新する場合には、川口市へ更新内容について説明し、川口市の承諾を得ること。
- 4) 業務受注者は、作成または更新した長寿命化計画に基づき、維持管理業務を行うこと。

2-2-11. 緊急事態への対応

- 1) 業務受注者は、本件施設の運転管理において緊急事態が発生した時の対応方法について記載した計画書（以下「緊急時対応計画書」という。）を作成し、川口市の承諾を得ること。
- 2) 緊急時対応計画書には、次の事項を記載すること。また川口市の指示及び業務受託者の判断によりこれら以外の事項を加えることができるものとする。
 - (1) 緊急事態の定義
 - (2) 緊急事態発生から対応のための連絡体制、連携方法
 - (3) 緊急事態の種類ごとの業務受注者の対応方針
 - (4) 緊急事態への対応処置に係る川口市への報告方法
- 3) 緊急時事態発生に係る原因究明及び費用の負担については、「1-3-6. 原因究明義務」によるものとする。

第3節 情報管理業務

2-3-1. 点検・検査報告

- 1) 業務受注者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、川口市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は川口市と協議の上、決定すること。
- 3) 点検・検査関連データは、法令等で定める年数又は川口市との協議による年数保管すること。

2-3-2. 補修・更新報告

- 1) 業務受注者は、補修計画を記載した補修計画書及び補修結果を記載した補修結果報告書を作成し、川口市に提出すること。
- 2) 業務受注者は、更新計画を記載した更新計画書及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、川口市に提出すること。
- 3) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は川口市と協議の上、決定すること。
- 4) 補修、更新関連データは、法令等で定める年数又は川口市との協議による年数保管すること。

2-3-3. 施設情報管理

- 1) 業務受注者は、本件施設に関する各種マニュアル、図面等を履行期間にわたり適切に管理すること。
- 2) 業務受注者は、補修、機器更新、改良保全等により、本件施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。なお、図面の変更に際しては、工事受注者にその旨を通知し、工事受注者の意見を聴くとともに変更後図面の確認を受けること。
- 3) 本件施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については川口市と協議の上、決定すること。

2-3-4. その他管理記録報告

- 1) 業務受注者は、本件施設の設備により管理記録可能な項目、又は業務受注者が自主的に管理記録する項目で、川口市が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。
- 2) 提出頻度・時期・詳細項目については、川口市と別途協議の上、決定すること。
- 3) 川口市が要望する管理記録については、法令等で定める年数又は川口市との協議による年数保管すること。

第4節 防災管理業務

2-4-1. 二次災害の防止

業務受注者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、川口市の要請に応じて、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設の維持管理を行い、二次災害の防止を図るための協力を行うこと。

2-4-2. 事故対応マニュアルの作成

業務受注者は、緊急時における事故のリスク把握や事故発生時における適切な対応のあり方、緊急連絡のあり方、関係機関への報告、事故後の対応（人身の安全確保、施設の維持管理、施設の復旧等の手順）、施設内における従事者への教育・訓練等、事故の対応に関するマニュアル（以下「事故対応マニュアル」という）を作成し、川口市の承諾を得ること。また、事故発生時等の緊急時においては事故対応マニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、業務受注者は作成した事故対応マニュアルについて必要に応じて随時改善していかなければならない。事故対応マニュアルの作成に際しては、廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（平成18年12月 環境省廃棄物・リサイクル対策部）を参考とする。

2-4-3. 事故報告書の作成

業務受注者は、緊急時において事故対応マニュアルに従い対応、措置等を行った場合、直ちに緊急事態の発生状況、緊急事態時の維持管理記録等を川口市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した緊急時対応報告書を作成し、川口市に提出すること。

第5節 その他関連業務

業務受注者は、要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

2-5-1. 定例業務報告会

業務受注者は、本件業務に関する定例業務報告会を1回/年の頻度で開催するものとし、業務実績について川口市へ報告する。なお、川口市は、建設工事要求水準書に定める性能確認試験の月次報告会を当会で兼ねることができる。

第6節 川口市が実施する業務

本件施設に関して川口市が実施する業務は下記のとおりである。本件施設の維持管理に関して必要な業務で、下記に含まれない業務については業務受注者が実施する。

2-6-1. モニタリング業務

川口市は、本件業務が要求水準書、維持管理業務委託契約書、運転管理業務委託契約書、技術提案書、その他に従って適切に行われているかの監視（モニタリング）を行う。

- 1) 事業全体の監視
 - (1) 各種計画書及び各種マニュアルの承諾
 - (2) 各業務の実施状況の確認
 - (3) 工事受注者が川口市に対して担保する性能保証事項の達成状況の確認
 - (4) 業務受注者が定常的に発揮させるべき基本性能の達成状況の確認
 - (5) その他、必要な事項
- 2) 運転状況の監視
 - (1) 運転日誌等による日常監視
 - (2) 報告書等による定期監視
 - (3) 中央制御室等での随時監視
 - (4) 施設・設備の随時巡視等
- 3) 維持管理状況の監視
 - (1) 点検・検査状況の確認、立会
 - (2) 補修・更新の完了検査
 - (3) 法定検査等の立会

2-6-2. 処理対象物の搬入出計画作成及び改定業務

川口市は、自らが策定する一般廃棄物処理実施計画に基づき、処理対象物の搬入計画と搬出物（焼却灰、処理不適物、資源物等）の搬出計画を作成し、適宜改定を行う。

2-6-3. 処理対象物の搬入業務

川口市は、処理対象物を本件施設へ搬入する。

2-6-4. 受付管理・指導業務

川口市は、計量棟及び新粗大ごみ処理施設のプラットホームにおいて、ごみの搬入車両の誘導等の案内指示、受付、指導業務を行う。

2-6-5. 選別保管業務

川口市が行う選別保管業務とは、新粗大ごみ処理施設における選別・保管設備を使用した選別・保管作業と回収業者等への保管物（資源物等）の引渡し作業、及び選別・保管設備に附帯する装置の操作である。

- 1) 川口市は、新粗大ごみ処理施設の選別・保管設備において、搬入された処理対象物の選別・保管を行うものとし、各々の保管量が一定量に達した時点で回収業者等へ引渡しを行う。
- 2) 川口市が保管設備のヤード区分や個々の面積を変更しようとする場合は、業務受注者は川口市の指示に従い、区分・面積の変更作業を実施する。
- 3) 川口市は、選別・保管業務で使用する設備装置機器について、日常的な点検及び清掃を行う。

2-6-6. ごみ処理に伴う処分業務

川口市は、本件施設から排出される飛灰、処理不適物等を最終処分場等へ搬出する。

2-6-7. 住民対応

本件施設に関する市民からの意見・苦情等に対する受付については、川口市が対応する。川口市は、市民からの意見・苦情等を受け付けた場合は、対応方法等について検討するものとし、意見・苦情等の内容が本件業務に関する内容の場合は、対応について業務受注者と協議する。

2-6-8. 維持管理委託料の支払い業務

川口市は、業務受注者より維持管理業務委託契約に基づく委託料等の請求があった場合は、請求額等が維持管理業務委託契約に基づき妥当であるかの検査を実施し、検査結果が妥当であることを確認した後に維持管理業務委託契約に基づき委託料等を業務受注者へ支払う。

2-6-9. 余剰電力の売却業務

川口市は、履行期間を通じ、余剰電力を売却するため電気事業者等との契約を締結する。

2-6-10. 焼却灰及び飛灰の資源化業務

川口市は、履行期間を通じ、焼却灰及び飛灰を適切且つ安定的に資源化处理するため、資源化業者等との委託契約を締結する。

2-6-11. 西棟及び西棟関連設備の運営管理

西棟廃止後も含む、西棟及び西棟関連設備の運営管理。

2-6-12. 前号以外の既存施設・設備の運営管理

川口市は、前号に上げた以外の既存施設・設備の運営管理を行う。

2-6-13. 環境啓発棟の運営に関する業務

- 1) 川口市は、環境啓発棟の運営に関する次の業務を行う。
 - (1) 環境啓発・学習施設の運営管理
 - (2) 温浴施設、健康プール等の余熱利用施設の運営管理
 - (3) 工事受注者が、新焼却処理施設内の啓発設備及び環境啓発棟に納入した備品類の補充
 - (4) 啓発設備及び環境啓発棟における小規模な補修工事
- 2) 川口市は、新焼却処理施設内の啓発設備及び環境啓発棟の補修工事を実施する。
- 3) 川口市は、新焼却処理施設内の啓発設備及び環境啓発棟における各種設備等の更新を実施する。

2-6-14. 戸塚収集事務所及び戸塚収集事務所関連施設・設備の運営管理

川口市は、戸塚収集事務所及び戸塚収集事務所関連施設・設備の運営管理を行う。

2-6-15. その他これらを実施する上で必要な業務

- 1) 川口市は、川口市職員が使用する事務用品、什器、作業衣、作業靴、安全帽、各種保護具・工具、洗剤及び生活用品等の調達及び管理を行う。なお、本件工事に伴い工事受注者が川口市へ納品する備品類の補充、補修、更新については、特記無き限り運転管理事業者又は業務受注者の業務範囲とする。
- 2) 川口市は、川口市の所掌業務で使用する電話回線及びインターネット回線に関する通信費の負担と支払いを行う。
- 3) 川口市は、履行期間中に生じる法改正等に対応するための本件施設の改造工事の実施、これに伴う本件業務の要求水準書と維持管理業務委託契約書の改定、及びこれらの契約を行う。なお、業務受注者は、これらの改造工事に係る工程調整、工事中スペースの確保と試運転・検査等、要求水準書及び維持管理業務委託契約書の改定作業等に全面的に協力すること。
- 4) 川口市は、見学者及び行政視察への対応を行う。業務受注者は、川口市の求めに応じて、

技術資料の作成と提出、技術説明の補足等を行うこと。

- 5) 川口市は、小動物死体の処理に関する受付及び保管を行う。また、川口市は、処分業者等と別途委託契約を締結し、小動物死体の処分を行う

【第1章 総則 目次】

第1章 総 則	1
第1節 特記事項	2
1-1-1. 基本事項	2
1-1-1-1. 業務名	2
1-1-1-2. 業務場所	2
1-1-1-3. 業務対象施設	2
1-1-1-4. 業務受注者の業務範囲	2
1-1-1-5. 川口市の業務範囲	2
1-1-1-6. 本件業務の履行期間	2
第2節 一般事項	3
1-2-1. 適用範囲	3
1-2-2. 関係法令の順守	3
1-2-3. 基本性能	3
1-2-4. 公害防止基準	3
1-2-5. ユーティリティ条件	3
1-2-6. 建設工事要求水準書等の遵守	3
1-2-7. 環境影響評価書の遵守	3
1-2-8. 関係官公署の指導等	3
1-2-9. 関係官公署等申請への協力	4
1-2-10. 川口市及び所轄官公署等への報告	4
1-2-11. 川口市への報告	4
1-2-12. 環境啓発棟の円滑な運営への協力等	4
1-2-13. 川口市の検査	4
1-2-14. モニタリング及び性能確認試験等への協力	4
1-2-15. 一般廃棄物処理実施計画の遵守	4
1-2-16. 本件施設の設計等への協力等	4
1-2-17. 緊急時の対応	4
1-2-18. 災害発生時の協力	5
1-2-19. 個人情報の保護	5
1-2-20. マニュアル及び計画書等作成・更新	5
1-2-21. 保険	6
第3節 維持管理業務条件	7
1-3-1. 処理対象物及び年間処理量	7
1-3-1-1. 新焼却処理施設	7
1-3-1-2. 新粗大ごみ処理施設	7
1-3-2. 維持管理業務条件	8
1-3-2-1. 維持管理業務	8
1-3-2-2. 計画書等の提出と承諾	8
1-3-2-3. 提出書類の変更	8
1-3-2-4. 要求水準書記載事項	8
1-3-2-5. 契約金額の変更	8
1-3-3. 委託料	8
1-3-4. 履行期間終了時の取扱い	9
1-3-4-1. 履行期間終了時の機能検査	9
1-3-4-2. 履行期間終了後の維持管理方法の検討	9
1-3-5. 地域経済等への配慮	10
1-3-6. 原因究明義務	10
1-3-6-1. 原因究明義務	10
1-3-6-2. 原因究明に係る費用の負担	10

1-3-7. 裁定機関.....	11
1-3-7-1. (仮称) 裁定機関.....	11
1-3-7-2. 管轄裁判所.....	11

第1章 総 則

川口市戸塚環境センター施設整備・運転管理事業 維持管理業務要求水準書(以下「要求水準書」という)は、川口市が発注する「川口市戸塚環境センター施設整備・運転管理事業」(以下「本件事業」という)のうち戸塚環境センター維持管理業務(以下「本件業務」という)に適用する。

本件業務は、別紙-1に示す本件事業で整備する戸塚環境センター新焼却処理施設等及び新粗大ごみ処理施設等(以下「本件施設」という)に関し、基本性能を確保、維持し、これを発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に維持管理するものであり、一連の維持管理業務を長期的かつ包括的に性能発注方式により民間事業者へ委託するものである。本件業務の受注者(以下「業務受注者」という)は、上記に加え、施設の長寿命化を十分意識した維持管理を行うものとする。

本件業務は、次に示す基本方針に基づき実施する。

《整備基本方針》

方針1 安全・安心に配慮した施設とします。

事故がなく、環境負荷の少ない安全性に優れた、市民が安心して生活できる施設の整備を目指します。

方針2 安定的にごみを処理できる施設とします。

朝日環境センターやリサイクルプラザと連携し、日々発生するごみを長期に渡り安定的に処理することができる信頼性に優れた施設の整備を目指します。

方針3 経済性に優れた施設とします。

施設の整備から運営までのコストを削減し、維持管理が容易で、経済性に優れた施設の整備を目指します。また、市内事業者の振興と地域経済循環の活性化に貢献する施設の整備を目指します。

方針4 循環型社会形成へ貢献できる施設とします。

ごみ処理の過程で発生する資源物とエネルギーを最大限回収し、循環型社会の形成に寄与できる施設の整備を目指します。

方針5 環境に優しい施設とします。

施設周辺の生活環境や自然環境に配慮した施設の整備を目指します。さらに、地球環境保全のため、低炭素社会の構築に寄与する施設の整備を目指します。

方針6 地域に開かれた施設とします。

環境啓発や情報発信に役立ち、市民の交流と憩いの場となる施設の整備を目指します。

方針7 災害発生時に対応できる施設とします。

地域の防災拠点として、災害発生時にも自立運転できる施設を目指します。

《地域経済の活性化》

本件事業の実施にあたっては、市内事業者の振興と地域経済循環の活性化に向け、市内事業者への発注、市製品の活用及び地元雇用を積極的に推進するものとする。

第1節 特記事項

1-1-1. 基本事項

1-1-1-1. 業務名

戸塚環境センター維持管理業務

1-1-1-2. 業務場所

川口市大字藤兵衛新田 290

1-1-1-3. 業務対象施設

業務対象施設は、本件施設とする。

1-1-1-4. 業務受注者の業務範囲

業務受注者の業務範囲は、「1-1-1-5. 川口市の業務範囲」を除く、別紙-2に定める本件施設の維持管理に必要な全ての業務とする。なお、川口市が行う業務についても必要な支援と協力を行うこと。

1-1-1-5. 川口市の業務範囲

- 1) 運転管理及び維持管理のモニタリング
- 2) 運転計画・搬入出計画の作成及び改定
- 3) 処理対象物の搬入
- 4) 搬入受付管理・指導業務
※計量棟及び新粗大ごみ処理施設のプラットホームにおける搬入受付管理・指導業務
- 5) 選別保管業務
※新粗大ごみ処理施設における粗大ごみの選別・保管・搬出業務（破砕機への粗大ごみ等の投入は運転管理業務の業務受注者が行う）
- 6) ごみ処理に伴う処分業務
※粗大ごみの処理に伴い発生する破砕可燃物、処理困難物等の保管・運搬・処分業務
- 7) 住民対応
- 8) 委託料の支払い
- 9) 余剰電力の売却
- 10) 焼却灰及び飛灰の処分及び資源化（運搬を含む）
- 11) 西棟及び西棟関連設備の運営管理（廃止後も含む、新特別高圧変電所は除く）
- 12) 前号以外の既存施設・設備の運営管理
- 13) 環境啓発棟及び環境啓発棟関連施設・設備の運営管理
- 14) 戸塚収集事務所及び戸塚収集事務所関連施設・設備の運営管理
- 15) その他これらを実施する上で必要な業務

1-1-1-6. 本件業務の履行期間

本件業務の履行期間は、契約を締結した日から令和31年3月31日までとする。

ただし、本件施設の引渡し日より以前の期間は、準備期間として、業務受注者が戸塚環境センター施設整備工事（以下「本件工事」という）の受注者（以下、本件工事の受注者を「工事受注者」という）及び戸塚環境センター運転管理業務の受注者（以下、本件業務の受注者を「運転管理業務受注者」という）と調整、協力を行うものとし、引渡し日から令和31年3月31日までは、業務実施期間として、本件施設の維持管理業務を行うものとする。

なお、新焼却処理施設等の引渡し日を令和11年3月31日、新粗大ごみ処理施設等の引渡し日を令和7年9月30日又は川口市が別途指示する日とする。

第2節 一般事項

1-2-1. 適用範囲

本件業務の実施にあたっては、要求水準書に従い、誠実かつ入念に業務を遂行すること。

要求水準書は、本件業務の基本的内容について定めるものであり、これに明記されていない事項であっても、業務遂行のために必要なもの、業務の性格上当然必要と思われるものについては、業務受注者の責任において実施または完備すること。

1-2-2. 関係法令の順守

業務受注者は履行期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令等（「戸塚環境センター建設工事要求水準書（以下「建設工事要求水準書」という） 第1章 1-3-4. 関係法令等の遵守」を参照）を遵守すること。

1-2-3. 基本性能

要求水準書に示す基本性能とは、本件施設の設備によって備え持つ施設としての機能であり、工事受注者が担う性能保証事項として保証され、建設工事要求水準書に規定される引渡性能試験及び性能確認試験において確認される施設の性能である。

1-2-4. 公害防止基準

本件施設の公害防止基準は、「建設工事要求水準書 第2章第3節 公害防止条件」による。

1-2-5. ユーティリティ条件

本件施設におけるユーティリティ条件は、「建設工事要求水準書 第1章第2節 1-2-9. ライフライン等」による。

1-2-6. 建設工事要求水準書等の遵守

業務受注者は、建設工事要求水準書及び技術提案書に記載される要件並びに提案事項について、履行期間中、遵守すること。

技術提案書とは以下に示す図書のことをいう。なお、これらの図書及び建設工事要求水準書並びに要求水準書の相互において内容が異なる場合は、川口市から特に指示が無い場合、提出時期において最新のものを優先する。

- 1) 技術提案書又は改善後技術提案書（本件事業に係る募集公告及び募集要項等に基づき民間事業者が提出する資料）とその追加・訂正資料
- 2) メーカーヒアリングの際等において民間事業者が提示する資料とその追加・訂正資料（口頭による説明内容も含まれる）
- 3) 技術提案書に関する改善依頼事項及び回答書に基づく合意事項
- 4) その他、川口市との合意が得られた資料

1-2-7. 環境影響評価書の遵守

業務受注者は履行期間中「川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価書」（以下「環境影響評価書」という）の内容を遵守すること。また、川口市が実施する環境影響評価に係る事後評価、または業務受注者が自ら行う調査等により、環境に影響が見られた場合は、川口市と協議の上、対策を講じること。

1-2-8. 関係官公署の指導等

業務受注者は履行期間中、関係官公署の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い施設の改造等が必要な場合、その費用は川口市が負担するものとし、詳細は別途川口市と業務受注者の間で締結される維持管理業務委託契約書に定めるものとする。

1-2-9. 関係官公署等申請への協力

業務受注者は、川口市が行う運営管理に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、川口市の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。

1-2-10. 川口市及び所轄官公署等への報告

業務受注者は、本件施設の維持管理に関して、川口市及び所轄官公署等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、所轄官公署からの報告、記録、資料提供等の要求については川口市の指示に基づき対応すること。

1-2-11. 川口市への報告

- 1) 業務受注者は、本件施設の維持管理に関して、川口市が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出すること。
- 2) 業務受注者の定期的な報告は、「第2章第3節 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故等は「第2章第4節 防災管理業務」に基づくこと。

1-2-12. 環境啓発棟の円滑な運営への協力等

業務受注者は、電力、温水、生活用水等、新焼却処理施設から環境啓発棟へ供給するものについて、安定的な供給に資する設備の維持管理を行うこと。また、環境啓発棟の経済的で効率的な運営に協力すること。

1-2-13. 川口市の検査

川口市が委託により行う運転や本件施設の設備の点検や検査等を行う場合は、業務受注者は、川口市の求めに応じてその点検、検査等に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

1-2-14. モニタリング及び性能確認試験等への協力

業務受注者は、川口市が行うモニタリングに全面的に協力すること。

また、工事受注者に対する契約内容である契約不適合担保に係る川口市による検査及び性能確認試験等に関しても、その検査や監理に全面的に協力すること。

1-2-15. 一般廃棄物処理実施計画の遵守

業務受注者は、本件業務を実施するにあたり、川口市が年度毎に定める「一般廃棄物処理実施計画」の内容を遵守すること。

1-2-16. 本件施設の設計等への協力等

業務受注者は、建設工事期間中、担当者を川口市と工事受注者の打合せ等に出席させるなどして、本件施設の維持管理の観点からの意見を川口市及び工事受注者に伝え、工事受注者による本件施設の運転管理マニュアル及び維持管理マニュアル作成の過程に関与するとともに、本件施設の設計及び建設の状況を十分に把握し、実際の本件施設の状況に従った維持管理ができるよう、十分な準備を行うこと。

1-2-17. 緊急時の対応

- 1) 業務受注者は、地震・火災等の災害、本件施設内での爆発等の事故、機器の故障等の緊急時においては、本件施設の性能維持又は回復のための補修等について、川口市の求めに応じて誠意を持ってあたること。
- 2) 業務受注者は、事故発生時等の緊急時における維持管理体制の構築及び緊急連絡方法、事故後の対応（施設の安全停止、施設の復旧等の手順）等について記載した事故対応マニュアルを作成し、川口市の承諾を得ること。緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、業務受注者は、作成した事故対応マニュアルについて必要に応じて随時改善して

いかなければならない。改善した事故対応マニュアルについては、川口市へ報告し、川口市の承諾を得ること。

- 3) 緊急時対応を実施した場合、業務受注者は直ちに対応状況と緊急時における本件施設における対応状況等の維持管理記録等を川口市へ報告すること。報告後、速やかに今後の対策等を記した報告書を作成し、川口市へ提出すること。

1-2-18. 災害発生時の協力

- 1) 震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の災害廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を川口市が実施しようとする場合、業務受注者はその処理処分に協力すること。なお、当該廃棄物の処理に係わり追加的に必要になった費用については、維持管理業務委託契約書で定めるところにより支払うものとする。この場合、本件施設への災害廃棄物の搬入は、通常の処理対象物と同様に川口市が実施する。

1-2-19. 個人情報の保護

- 1) 業務受注者は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、本件業務によって知り得た個人情報を適切に管理すること。
- 2) 業務受注者は、個人情報の管理にあたり、個人情報保護マニュアルを作成し、川口市の承諾を得ること。

1-2-20. マニュアル及び計画書等作成・更新

本件業務の実施において業務受注者が作成するよう定められている各業務のマニュアル及び計画書については、川口市との協議により作成及び必要に応じた更新を行うこと。なお、川口市との協議を要しない軽微なものの場合には、作成後速やかに川口市の承諾を得ること。

1) 維持管理マニュアル

建設工事請負契約に基づき工事受注者が保証する本件施設の性能保証事項については、工事受注者が作成する維持管理マニュアルに従って適切に維持管理が行われた場合に達成されることを前提とする。

維持管理マニュアルは、業務受注者が作成する「第2章第2節維持管理業務」に定める各種計画書の上位に位置するマニュアルである。業務受注者は維持管理マニュアルに基づき、各種計画書を作成する。

なお、本件業務を適切に実施する上で維持管理マニュアルの改訂の必要性が生じた場合は、変更内容についての工事受注者からの意見聴取と合意を得た上で必要な改訂を行い、川口市の承諾を得ること。なお、業務受注者は、維持管理マニュアルの内容を変更しようとする際には、その必要性について事前に川口市へ報告すること。

2) 業務計画書（業務実施計画書）

業務受注者は、各事業年度が開始する30日前までに、新焼却処理施設等及び新粗大ごみ処理施設等ごとに各業務に係る業務実施計画書（最初の事業年度に関しては、業務計画書という）を作成して、川口市に提出し、各事業年度が開始する前に川口市の承諾を受けなければならない。業務受注者は、川口市の承諾を受けた業務計画書又は業務実施計画書を変更しようとする場合には、川口市の承諾を受けなければならない。なお、業務計画書及び業務実施計画書の様式、記載方法等については、川口市と業務受注者の協議により定めるものとする。なお、業務計画書及び業務実施計画書は、建設工事要求水準書「添付資料-14 原単位性能及び非価格要素評価項目の履行に関する特記事項」のうち、「【非価格要素評価項目編】 第4項 評価項目「地域経済への貢献」」に定める地元経済貢献活動実施計画書を踏まえること。

3) 業務報告書

業務受注者は、本件事業における各業務の遂行状況に関し、年報その他の報告書（以下「業務報告書」という）を作成し、所定の提出期限までに、川口市に提出するものとする。なお、業務報告書の様式、記載方法等については、川口市と業務受注者の協議により定めるものと

する。

1-2-21. 保険

業務受注者は、履行期間中、本件業務を適切に実施する上で必要と判断する保険に加入するものとし、具体的な内容は技術提案書によるものとする。また、実際の保険契約及び保険証書の内容については、技術提案書を踏まえた内容であることを川口市へ説明し、川口市の承諾を得ること。

なお、本件事業に関して川口市が加入する保険は、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）及び賠償責任保険（川口市が法令上の賠償責任を負うものに限る）の加入を予定している。

第3節 維持管理業務条件

1-3-1. 処理対象物及び年間処理量

1-3-1-1. 新焼却処理施設

1) 処理対象物

新焼却処理施設の焼却処理対象物は、下記のとおりである。

- (1) 「家庭系一般ごみ」：市内の一般家庭から排出される可燃ごみ
- (2) 「事業系一般ごみ」：市内の事業者（公共施設等を含む）から排出される可燃ごみ
- (3) 「焼却対象ごみ」：鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場で選別された可燃ごみ
- (4) 「リサイクル残渣」：リサイクルプラザで発生する資源物選別後の可燃残渣
- (5) 「破碎可燃物」：新粗大ごみ処理施設で発生する破碎処理後の可燃残渣
- (6) 「災害廃棄物」：災害に伴い一時多量に発生する可燃ごみ

2) 計画年間処理量

本件施設の新焼却処理施設の計画年間処理量は災害廃棄物を除く 71,909 トン/年を標準とし、64,718～79,100 トン/年（71,909±10%）の範囲で変動する。参考として、表 1-3-1-1 処理対象物の搬入量を参照。

表 1-3-1-1 処理対象物の搬入量（参考）

項目	年間搬入量	性状など	搬入車（現行）
家庭系一般ごみ 事業系一般ごみ	64,424 トン	生ごみ、紙くず、木くず、紙おむつ、座布団、容器包装外のプラスチック製品、汚れた容器包装プラスチック類、合成皮革類、ガラスくず、陶器くずなど	収集車両（市直営、市委託、許可業者） 自己搬入車両（一般家庭、事業所）
焼却対象ごみ	5,693 トン	鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場で選別された可燃ごみ	4 t ダンプ
破碎可燃物		粗大ごみ処理施設で発生する破碎処理後の可燃残渣	4 t アームロール車
リサイクル残渣	1,792 トン	リサイクルプラザで発生する資源物選別後の可燃残渣	
合計	71,909 トン	—	—

3) ごみの性状等

本件施設の新焼却処理施設における標準的なごみ性状は建設工事要求水準書 「2-2-1-1.7) ごみの性状等」を参照する。

1-3-1-2. 新粗大ごみ処理施設

1) 処理対象物

粗大ごみ処理施設の破碎処理対象物は、下記のとおりである。

- (1) 「家庭系粗大ごみ」：市内の一般家庭から排出される粗大ごみ
- (2) 「事業系粗大ごみ」：市内の事業者（公共施設等を含む）から排出される粗大ごみ
- (3) 「破碎対象ごみ」：鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場で選別された粗大ごみ
- (4) 「破碎金属」：資源物（金属類）のリサイクル業者から排出される残渣

- (5) 「大型木質ごみ等」：大型廃材、伐根物、木の幹、木製家具、畳、カーペット、毛布等
- 2) 計画年間処理量

新粗大ごみ処理施設の破碎・選別設備における計画年間処理量は 5,753 トン/年を標準とし、5,178～6,328 トン/年 (5,753±10%) の範囲で変動する。

1-3-2. 維持管理業務条件

1-3-2-1. 維持管理業務

本件業務は以下に基づき行うものとする。

- 1) 維持管理業務委託契約書
- 2) 維持管理業務要求水準書
- 3) 建設工事要求水準書
- 4) 技術提案書
- 5) その他川口市が指示するもの

1-3-2-2. 計画書等の提出と承諾

業務受注者は、川口市の承諾を受ける必要のある図書類を川口市へ提出し、川口市の承諾を受けなければならない。ただし、川口市による承諾は、要求水準書に基づく業務受注者の責任を何ら軽減または免除させるものではない。

1-3-2-3. 業務履行事項の是正

履行期間中に要求水準書に適合しない業務履行事項が発見された場合には、直ちに業務受注者の責任において、川口市との協議及び承諾のうえ、要求水準書を満足させるようこれを是正するものとする。

1-3-2-4. 要求水準書記載事項

1) 記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、本件業務における基本的部分について定めたものであり、これを上回って維持管理することを妨げるものではない。要求水準書に記載されていない事項であっても、施設を維持管理するために当然必要と思われるものは、全て業務受注者の責任において実施しなければならない。

2) 参考図書の取扱い

要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。業務受注者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て業務受注者の責任において実施しなければならない。

1-3-2-5. 契約金額の変更

前記 1-3-2-3 及び 1-3-2-4 の場合、契約金額の変更の手続きは行わない。

1-3-3. 委託料

- 1) 本件業務の委託料については、本件施設の維持管理に要する金額とする。
- 2) 履行期間中に生じた物価変動については、適切な方法で委託料の変更を行うものとし、変更方法については維持管理業務委託契約書において定める。
- 3) 委託料は「1-3-1. 処理対象物及び年間処理量」に示す量の処理を行うことを基本とする。これが変動する場合の委託料の変更は基本的には認めない。ただし、業務受注者の過失に拠らない場合で、工事受注者における設計または施工の契約不適合、或いは川口市に帰責する事由、その他不可抗力に拠る場合は、この限りでは無い。固定費について表 1-3-3 に記す。

表 1-3-3 委託料の構成

	概要	項目
固定費	点検・検査費、補修工事費を除く人件費などの本件業務に係る諸費用	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・保険料 ・精密機能検査費及び長寿命化計画に要する費用 ・情報管理・防災管理・その他関連業務費（人件費を除く）
	点検・検査費、補修工事費などの本件業務に係る諸費用	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・検査費 ・補修工事費 ・機器更新に要する費用

1-3-4. 履行期間終了時の取扱い

1-3-4-1. 履行期間終了時の機能検査

業務受注者は、履行期間終了後も本件施設が継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、自らの費用と責任において第三者機関による検査を、川口市の立会の下に実施する。

当該検査の結果、業務対象施設が履行期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認したことをもって、川口市は履行期間終了時の確認とする。

また、当該検査の結果、本件施設が履行期間終了後も継続して使用することに支障がある場合は、業務受注者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施する。なお、ここで「継続して使用する」とあるのは、履行期間満了後の維持管理を担当する事業者（又は川口市）が、適切な点検、補修などを行いながら使用することをいう。

また、「当初の完成図書において保証されている基本的な性能を満たしている」とは、本件施設が「1-2-3. 基本性能」を満たすことをいう。

- 1) 履行期間が満了する前に、完了試験（処理性能、環境性能、コスト性能等の当初の完成図書において保証されている基本的な性能を満たしていることを確認するための試験をいう）を実施し、基本性能を満たした状態で業務完了する。
- 2) 本件施設が履行期間終了後も2年間は、過去2年間の運転コスト（用役費用、補修工事費用等）において継続して使用することが可能な状態として業務完了することを保証する。
- 3) 建物の主要構造部などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。
- 4) 外観の仕上げや設備機器などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。

1-3-4-2. 履行期間終了後の維持管理方法の検討

- 1) 川口市は、履行期間終了の36か月前から履行期間終了後の本件施設の維持管理方法について検討する。業務受注者は、川口市の検討に協力すること。
- 2) 川口市が、履行期間終了後の本件施設の維持管理を自ら実施するか、又はこれについて公募などの方法により新たな業務受注者を選定する場合、業務受注者は次の事項に関して協力すること。
 - (1) 新たな業務受注者の選定に際して、資格審査を通過した者に対する業務受注者が所有する資料の開示
 - (2) 新たな業務受注者による本件施設及び維持管理状況の視察対応
 - (3) 履行期間中の引継ぎ業務（最長3か月）
 - (4) その他新たな業務受注者の円滑な業務の開始に必要な支援
- 3) 履行期間終了時には、本件施設の維持管理に必要な予備品や消耗品などについては、6か月間使用できる量を補充した上で、引き渡す。
- 4) 川口市が履行期間終了後の本件施設の維持管理を公募に供することが適切でない判断した場合、川口市は履行期間満了日の24か月前までに、維持管理業務の延長に関して業務受注者に協議を申し出ることが出来る。業務受注者は本件施設の維持管理の継続に関して川口

市と次に示す協議に応じるものとする。

- (1) 1)の検討の結果、維持管理業務の継続が必要となった場合は、川口市と業務受注者は、本件業務の継続について協議を開始する。履行期間終了日の18か月前までに、川口市と業務受注者が合意した場合は、合意された内容に基づき維持管理業務を継続する。
 - (2) 本件業務の継続に係る協議において、川口市と業務受注者の合意が、履行期間終了日の18か月前までに成立しない場合は、前項に規定された履行期間終了日をもって、本件業務は終了する。
- 5) 川口市が業務受注者と履行期間終了後の維持管理の継続について協議する場合、履行期間終了後の維持管理業務に関する委託料は、履行期間中の委託料に基づいて決定する。このために、履行期間中の次の事項に関する費用明細及び履行期間終了翌年度の諸実施計画を履行期間終了の18か月前までに提出する。
- (1) 人件費
 - (2) 維持補修費（点検、検査、補修、更新費用）
 - (3) その他必要な経費（各年度収支内訳表など）

1-3-5. 地域経済等への配慮

業務受注者は、本件業務の実施にあたっては、関係法令に基づく雇用基準等を遵守した上で、川口市内での材料の調達、納品等を含め、市内事業者（川口市内に本社・本店を有する法人をいう）を活用するなど、履行期間を通じて、地域経済及び地域社会への貢献について積極的な配慮を行うものとする。

なお、地域経済及び地域社会への貢献等に関し、技術提案書で記載・提案した事項について遵守する。

1-3-6. 原因究明義務

1-3-6-1. 原因究明義務

本件施設の引渡しから令和31年3月31年までの期間内^{*}において、業務対象施設の基本性能が発揮されない事態が発生し、業務受注者からのその旨の報告及び川口市がその旨を発見した際は、次のとおりとする。

なお、業務対象施設の基本性能を満たさない事態のほか、業務対象施設における維持管理及び運転管理並びに川口市が行うすべての業務に対して、支障を与える事故、破損及び不具合等が発生した場合も同様に原因の究明にあたるものとする。

※新粗大ごみ処理施設等の業務実施開始日については、令和7年10月1日又は川口市が別途指示した日とする。

- 1) かかる事態に際し、川口市は建設工事要求水準書及び運転管理業務発注仕様書の定めに従い、その旨を工事受注者及び運転管理業務受注者に通知する。業務受注者は、工事受注者及び運転管理業務受注者と共同して、この原因の究明を実施すること。

1-3-6-2. 原因究明に係る費用の負担

- 1) 原因究明に要する調査費用等の負担については、建設工事要求水準書の定めに従い、究明結果にかかわらず一時的には工事受注者が負担するものとする。
- 2) 原因究明の結果、設計の契約不適合、或いは施工上の過失によるものと明らかとなった場合は、建設工事要求水準書の定めに従い、工事受注者が自らの費用と責任において速やかに改善する。
- 3) 原因究明の結果、工事受注者の契約不適合及び過失の有無に係わらず、原因の全部又は一部が川口市、業務受注者及び運転管理業務受注者のいずれかに帰責する場合は、協議により、改善に要する費用の負担割合を定める。
- 4) 原因究明の結果又は責任の所在等について、川口市、業務受注者、工事受注者及び運転管理業務受注者のいずれかにおいて疑義が生じた場合は、裁定機関において判断を仰ぐものとする。

- 5) なお、本項の規定は、性能確認試験における性能要件の確認結果における業務受注者の過失の有無の判定に関する手続きも包括する。

1-3-7. 裁定機関

1-3-7-1. (仮称) 裁定機関

原因究明に基づく帰責者及び責任割合等に疑義がある場合は、川口市、工事受注者、業務受注者、運転管理業務受注者、学識経験者、その他必要な第三者による(仮称)裁定機関(以下「裁定機関」という)を組織し、裁定機関においてその裁定を行う。帰責者は、原則として、裁定機関の裁定結果に従うものとする。

裁定機関の庶務は川口市が担う。また、裁定機関の裁定に係る資料作成、調査、測定、分析、その他必要な費用の負担は、原因究明に係る費用の負担と同様に取扱うものとする。

1-3-7-2. 管轄裁判所

帰責者が裁定機関の裁定に不服がある場合、訴訟の提起、調停の申し立てについては、さいたま地方裁判所を第一審専属的管轄裁判所とする。

本件維持管理業務及び本件運転管理業務の対象施設及び業務実施期間

本件維持管理業務及び本件運転管理業務の対象施設及び業務実施期間は次のとおりとする。

1. 新焼却処理施設等 [業務実施期間：令和11年4月1日から令和31年3月31日]
 - (1) 新焼却処理施設（煙突を含む）
 - (2) 新計量棟、収集車車庫、洗車場、給油所、管理棟（必要に応じて）、各種倉庫類、外構設備の一部、雨水流出抑制施設、渡り廊下（但し、環境啓発棟引き渡し日から）、守衛室、小動物受入安置室

2. 新粗大ごみ処理施設等 [業務実施期間：令和7年10月1日又は発注者が別途指示した日）から令和31年3月31日]
 - (1) 新粗大ごみ処理施設
 - (2) 新特別高圧変電所、ストックヤード

業務分担表

部門	業務種別	業務概要	業務担当者																	
			川口市	運転管理事業者	維持管理事業者	設計・施工事業者														
基本的事項	1 施設建設工事	本件施設に係る新設、解体、仮設工事の設計・施工一式 ・ 要求水準書及び技術提案等に基づき、工事の設計・施工を行う。 ・ 工事に必要となる各種届出、申請、許認可及び各種試運転、試験、検査等も行う。				○														
	2 維持管理業務	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、計量棟、特別高圧変電所等の維持管理業務 ・ 施設運転計画、維持管理マニュアル等に基づき、施設の維持管理を行う。			○															
	3 運転管理業務	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、特別高圧変電所等の運転管理業務 ・ 施設運転計画、運転管理マニュアル等に基づき、施設の運転管理を行う。		○																
	4 監理・監視業務	本件事業に係る監理・監視業務 ※市が指示する書類、資料等は、各業務担当事業者が作成する。	○																	
	5 契約関係事務	建設工事請負契約、維持管理業務委託、運転管理業務委託の委託料支払い及び事務的な管理 ※市が指示する書類、資料等は、各業務担当事業者が作成する。	○																	
	6 マニュアル等作成・更新	本件施設の機能、性能を発揮するための各種マニュアルのほか、必要な資料一式の作成及び更新(プラント関係、建物関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>運転管理マニュアル、維持管理マニュアル等の作成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>運転管理マニュアル、維持管理マニュアル等の更新 ※設計・施工事業者は、確認・助言等を行う。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務マニュアル、業務計画書等の作成</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	運転管理マニュアル、維持管理マニュアル等の作成				○	運転管理マニュアル、維持管理マニュアル等の更新 ※設計・施工事業者は、確認・助言等を行う。	○	○	○		業務マニュアル、業務計画書等の作成		○	○		/		
運転管理マニュアル、維持管理マニュアル等の作成				○																
運転管理マニュアル、維持管理マニュアル等の更新 ※設計・施工事業者は、確認・助言等を行う。	○	○	○																	
業務マニュアル、業務計画書等の作成		○	○																	
焼却に処理関係施設各種附帯粗大ごみ	7 施設運転計画作成・更新	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設の施設運転計画の作成及び更新 ・ 市は、戸塚環境センター、朝日環境センター等との調整を行い、施設運転計画の作成・更新をする。 ※運転管理事業者及び維持管理事業者は、市の指示に従い協力をすること。	○	○	○															
	8 資格者の配置	資格者の配置 廃棄物処理施設技術管理者、第2種電気主任技術者、第2種ボイラー・タービン主任技術者の届出は、市の資格者とする。 ※法定検査等で必要な書類、資料等で市が指示するものは、各業務担当事業者が作成する。	/																	
		廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)	○	○																
		第2種電気主任技術者	○	○																
		第2種ボイラー・タービン主任技術者	○	○																
その他必要な法定資格者		○	○	○																

部門	業務種別	業務概要	業務担当者			
			川口市	運転管理事業者	維持管理事業者	設計・施工事業者
焼却処理施設・粗大ごみ処理施設・附帯施設に係る各種事項	9 資材等調達・在庫管理	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、計量棟、特別高圧変電所等における電気、水道、下水、薬品、燃料、油脂類、消耗部品等の調達・在庫管理				
		電気、水道、下水等の調達・管理 重機・車両等の燃料の調達・管理	○			
		プラントの運転で使用する薬品、燃料、油脂類、資材等の調達・管理		○		
		その他、自らが使用する資材等の調達・管理	○	○	○	
	10 日常的な点検整備及び保守管理	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、特別高圧変電所等(プラント関係) ・ 運転管理マニュアル等に基づき、プラント機器の日常的な点検整備、小補修等を行う。		○		
	11 定期的な点検整備及び補修工事	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、計量棟、特別高圧変電所等(プラント関係) ・ 維持管理マニュアル等に基づき、プラント機器の定期的な点検整備、補修工事等を行う。			○	
	12 法定点検、検査等の実施	プラント関係 ・ 維持管理マニュアル等に基づき、プラント機器の法定点検及び検査を行う。	○	○	○	
	13 設備故障時等の対応	プラント関係 ・ 初期対応は運転管理事業者が行い、市に報告を行う。小補修等で対応できる場合、運転管理事業者がその補修を行い、必要に応じ維持管理事業者への引継ぎを行う。		○	○	
	14 設備故障時等の対応及び補修工事	プラント関係 ・ 対応及び補修工事については、維持管理事業者が行う。また、市及び運転管理事業者と必要な調整を行う。		○	○	
	15 計量棟受付業務	受付、計量、料金等	○			
	16 プラットホーム受入れ	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設のプラットホームでの誘導、指導、監視等				
		焼却処理施設での誘導、指導、監視等 粗大ごみ処理施設での誘導、指導、監視等	○	○		
	17 選別・保管業務	粗大ごみ処理施設での選別・保管に係る業務 ・ 市は、選別、保管、搬出等を行う。	○			
18 各種測定及び分析等の環境管理業務	ごみ質、排ガス、焼却灰、飛灰、排水、作業環境測定等の各種測定及び分析業務	○				
19 焼却灰等の搬出処分業務	焼却灰等の処分、搬出車両等の手配 ・ 運転管理事業者は、焼却灰、固化灰等の搬出計画を作成する。	○				

部門	業務種別	業務概要	業務担当者							
			川口市	運転管理事業者	維持管理事業者	設計・施工事業者				
焼却処理に係る施設各種事項	20 焼却灰等の資源化業務	焼却灰等の資源化、搬出車両等の手配 ・ 運転管理事業者は、焼却灰、固化灰等の搬出計画を作成する。	○							
	21 重機等の調達・維持管理	プラント関係で必要となる重機等	/							
		運転管理で使用する重機等の調達・維持管理						○		
		粗大ごみ処理施設で市が使用する重機等の調達								○
		粗大ごみ処理施設で市が使用する重機等の維持管理	○							
環境啓発棟に係る各種事項	22 施設運営計画作成・更新	環境啓発棟の運営計画の作成及び更新 ・ 施設運営計画を作成し、必要に応じ適宜、更新する。	○							
	23 環境啓発棟の運営管理業務	環境啓発施設、温浴施設等の運転管理 ・ 運営計画、運営管理マニュアル等に基づき、施設の運営管理を行う。	○							
	24 啓発設備の設置・維持管理・更新	啓発設備について、設置、維持管理及び陳腐化に伴う更新	/							
		啓発設備の設置								○
		啓発設備の維持管理及び更新	○							
25 資材等調達・在庫管理	環境啓発棟における電気、水道、下水、薬品、消耗部品等の調達・在庫管理	○								
共通事項・その他	26 労働安全衛生管理	労働安全衛生委員会等の事務、安全パトロール、安全教育、資格者の配置等	○	○						
	27 防火・防災管理	防火・防災教育、訓練等の実施	○	○	○					
	28 建築物及び建築設備等の維持管理	焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、附属施設、及び環境啓発棟に係る点検整備、補修工事等の建物管理一式 (建築物、走路、外構、電気設備、エレベーター、消防設備、衛生・空調設備等)	/							
		焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び附属施設等の維持管理						○		
		環境啓発棟等の維持管理					○			
	29 視察者、見学者等の対応	受付、案内等	○							
30 清掃業務	清掃、消毒、鼠・害虫駆除等	/								
	焼却処理施設(西棟)等の既設施設及び環境啓発棟の清掃等					○				
	それ以外の全ての清掃等		○							

部門	業務種別	業務概要	業務担当者			
			川口市	運転管理事業者	維持管理事業者	設計・施工事業者
共通事項・その他	31 警備業務	巡回警備、監視警備及び施設業務等				
		焼却処理施設(西棟)等の既設施設及び環境啓発棟の警備等	○			
		それ以外の全ての警備等		○		
	32 植栽管理業務	剪定、刈込み、除草、芝生管理、薬剤処理等				
		南側緑地緩衝帯及び自然学習広場等の植栽管理	○			
		それ以外の全ての植栽管理		○		
	33 既設焼却処理施設(西棟)等の運営管理	既設焼却処理施設(西棟)、既設粗大ごみ処理施設、既設附帯施設、厚生会館等の維持・運転管理 ・ 焼却処理施設(西棟)の維持・運転管理 ・ 当該施設の工事に着手するまでの期間における維持・運転管理	○			
	34 住民対応	近隣への対応、要望、情報提供、問い合わせ等(各事業者は主として行う業務について、適切な対応のため市に協力すること)	○			
	35 連絡協議会関係事務	戸塚環境センター連絡協議会の開催及び事務的な管理	○			